

議案第12号

令和7年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度琴浦町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度琴浦町下水道事業会計予算第6条に定めた企業債の利率を次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	千円 73,700	証書借入又は証券発行	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	10.0%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
過疎対策事業債	千円 73,700	証書借入又は証券発行	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	10.0%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
計	147,400				補正前に同じ			

令和 8 年 3 月 4 日

提 出

琴 浦 町 長

福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長

前 田 智 章